

# 人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 9 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	7
(4) 平成29年度予算	8
3 人事委員会規則等の制定・改廃	9
(1) 規則	9
(2) 告示	10
4 条例案に対する意見	12
5 諸会議等	14

## 第2 任用関係事務

1 競争試験	15
(1) 試験の日程	15
(2) 試験区分および採用予定人員	16
(3) 受験資格および試験方法	17
(4) 試験の実施状況	19
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	22
(1) 試験の日程	22
(2) 受験資格および試験方法	22
(3) 試験の実施状況	22
3 採用選考	23
4 昇任選考	24

## 第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	25
(1) 職員給与等実態調査	25
(2) 職種別民間給与実態調査	33
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	38
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	39
2 給与改定等の概要	45
(1) 改定の内容	46
(2) 実施時期	46

3	給与に関する承認	47
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	48
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	49
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	50
2	不利益処分に関する審査請求	50
3	職員からの苦情相談	50
4	職員団体の登録	51
5	管理職員等の範囲の指定	52
	(1) 本 庁	52
	(2) 出先機関	52
6	公平審査事務の受託	53
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	54
2	職権行使の状況	55
	(1) 事業所調査	55
	(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	55
	(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	55

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	西原節子	昭25. 4. 6	(一期目) 平25. 12. 26 ～ 平27. 12. 25  (二期目) 平27. 12. 26 ～ 平31. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監 ※平29. 7. 29から委員長に就任
委員	桂賢	昭19. 6. 12	平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3	(現) 日本ガラスロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀県経済同友会 特別幹事
委員	益川教雄	昭24. 1. 2	(一期目) 平25. 7. 29 ～ 平29. 7. 28  (二期目) 平29. 7. 29 ～ 平33. 7. 28	(現) 弁護士

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成29年 4月14日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 滋賀県職員採用上級試験（行政B）評定基準案について</p> <p>&lt; 協議事項 &gt;</p> <p>1 平成29年度行事予定について</p> <p>2 人事委員会事務局の平成28年度組織目標評価案および平成29年度組織目標案について</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p> <p>2 平成28年度職員の苦情相談処理報告について</p>
4月26日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 平成29年度職種別民間給与実態調査について</p>

<p>5月1日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員採用試験公告について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）公告案</li> <li>(2) 平成29年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）公告案</li> <li>(3) 平成29年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案</li> <li>(4) 平成29年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案</li> </ol> </li> <li>2 審査請求事案の準備手続について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年（審）第2号懲戒処分取消請求事案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度各種採用試験実施結果について</li> </ol>
<p>6月20日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年度 時間外勤務などに関する職員アンケート調査の実施について</li> </ol>
<p>7月18日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則の一部改正について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年度職員採用上級試験の受験状況について</li> <li>2 職員の懲戒処分について</li> </ol>
<p>7月28日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不服申立て事案の裁決について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成27年（不）第2号懲戒処分取消請求事案</li> </ol> </li> <li>2 委員長の選挙について</li> </ol>
<p>8月7日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A）</li> </ol> </li> </ol>
<p>8月22日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）</li> </ol> </li> <li>2 人事院勧告の内容について</li> <li>3 時間外勤務に関する職員アンケート結果の概要について</li> <li>4 職員の懲戒処分について</li> </ol>

<p>9月11日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 人事評価制度に関する職員アンケート結果の概要について</p>
<p>9月20日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 条例案に対する意見について  (1) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  (2) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について  (1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）  (2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）  (3) 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験  2 職員の懲戒処分について</p>
<p>9月27日</p>	<p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>
<p>10月6日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 人事委員会規則の一部改正について  (1) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>&lt;協議事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt;  1 滋賀県職員等採用試験の実施状況について  (1) 滋賀県職員採用試験初級試験（高校卒業程度）  (2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）</p>
<p>10月16日</p>	<p>&lt;報告事項&gt;  1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>
<p>10月27日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;  1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）  (2) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）  (3) 平成29年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿  2 滋賀県職員採用上級試験－（行政・経験者）－の実施について  (1) 平成29年度滋賀県職員採用上級試験－（行政・経験者）－公告案  (2) 平成29年度滋賀県職員採用上級試験－（行政・経験者）－評価基準案  3 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－の実施について  (1) 平成29年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－公告案  (2) 平成29年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－評価基準案</p> <p>&lt;協議事項&gt;  1 採用試験における適性検査のあり方について</p>

	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> <li>(2) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿（初級）</li> <li>(3) 平成28年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> </ol> </li> <li>2 平成29年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施状況について</li> </ol>
11月30日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会告示等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案</li> <li>(2) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案</li> <li>(3) 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正案</li> </ol> </li> <li>2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> <li>3 審査請求事案の裁決について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年（審）第2号懲戒処分取消請求事案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A-2、女性A-2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> <li>2 職員の懲戒処分について</li> </ol>
12月4日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(3) 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案</li> <li>(4) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> </ol>
12月21日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> <li>2 勤務条件適正化に向けた人事委員会の取組について</li> </ol>
平成30年 1月30日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B）</li> </ol> </li> <li>2 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について</li> <li>3 平成30年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(2) 平成30年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案</li> <li>(3) 平成30年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B）</li> </ol> </li> <li>2 職員採用上級試験－行政・経験者－および－特別募集（土木）－の実施状況について</li> <li>3 育児、介護等の事情により退職した職員の再採用制度の概要について</li> </ol>



<p>2月9日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－行政・経験者－）</li> <li>(2) 平成29年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－）</li> </ol> </li> </ol>
<p>2月16日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案</li> <li>(3) 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> <li>2 職員の採用選考について</li> <li>3 職員の昇任選考について</li> <li>4 職員団体の登録の抹消について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について</li> <li>2 職員の懲戒処分について</li> <li>3 時間外勤務の実態に関するヒアリング調査の結果について</li> </ol>
<p>2月28日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> <li>2 職員の昇任選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務に係る職員ヒアリング結果（通知）について</li> </ol>
<p>3月13日</p>	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般任期付職員の採用の承認について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用試験における適性検査の見直しについて</li> </ol>

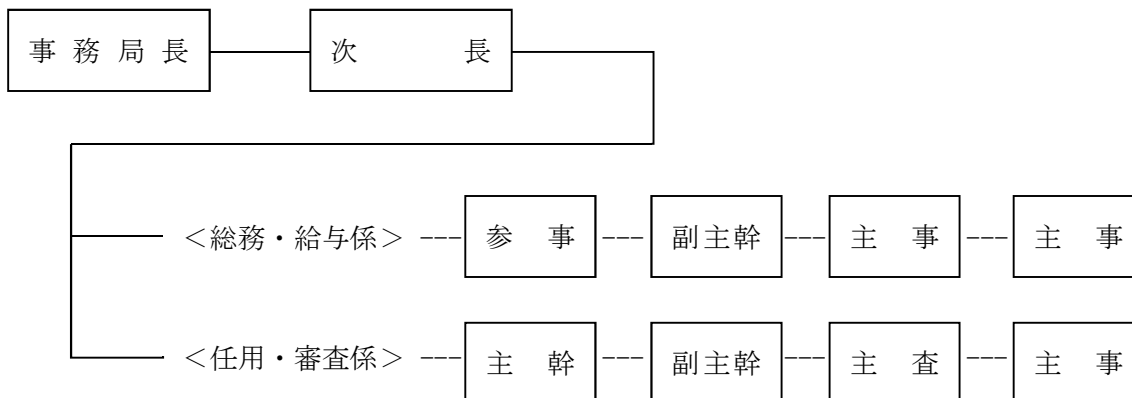
3月22日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 職員の昇任選考について</li> <li>3 人事委員会規則等の一部改正について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(5) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(6) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(7) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(8) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(9) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(10) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(11) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(12) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(13) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(14) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(15) 給料表の適用に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案</li> </ol> </li> <li>4 職員の採用選考の方法等に関する要綱等の一部改正について</li> <li>5 事務局職員の人事について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務に関する職員ヒアリング結果の報告について</li> <li>2 給与勧告に向けての検討状況について</li> </ol>
-------	---

## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定 数	現 員			嘱託職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	9人	10人	1人	1人

### (2) 組 織



### (3) 事務分掌

係 名	分 掌 事 務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none"><li>1 人事委員会議に関する事。</li><li>2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。</li><li>3 公印の管守に関する事。</li><li>4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。</li><li>5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。</li><li>6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。</li><li>7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。</li><li>8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。</li><li>9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。</li><li>10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。</li></ol>
任用・審査	<ol style="list-style-type: none"><li>1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。</li><li>2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。</li><li>3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。</li><li>4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関する事。</li><li>5 職員の苦情の処理に関する事。</li><li>6 職員団体の登録に関する事。</li><li>7 管理職員等の範囲に関する事。</li></ol>

## (4) 平成 29 年度予算

## 歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	0	6,660
	委員会運営費	14,389	△536	13,853
	計	21,049	△536	20,513
事務局費	職員費	85,909	403	86,312
	事務局運営費	467	85	552
	計	86,376	488	86,864
合計		107,425	△48	107,377

## (節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		21,049	△536	20,513
			報酬	7,203	95	7,298
			共済費	143	△5	138
			賃金	923	△2	921
			旅費	1,019	△63	956
			交際費	20	△6	14
			需用費	2,829	345	3,174
			役務費	3,131	169	3,300
			委託料	1,863	366	2,229
			使用料及び賃借料	2,024	△1,422	602
			負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881
		事務局費		86,376	488	86,864
			給料	40,037	△2	40,035
			職員手当等	30,343	343	30,686
			共済費	15,529	62	15,591
			需用費	444	85	529
			役務費	23	—	23

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平29 11	平29. 7. 19	滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正により、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の名称が改められ、同規則第11条から第15条の規定が削除されることに伴い、所要の改正を行った。
12	平29. 10. 13	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合等であって、かつ、人事委員会規則に定める場合に該当するときは、当該非常勤職員がその子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるとされたことを受け、人事委員会が定めるべき事項を新たに規定する等の改正を行った。
13	平29. 12. 28	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の一部改正による、平成29年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。
14	平29. 12. 28	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による、平成29年4月1日から適用される医療職(1)給料表の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当にかかる、職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
15	平29. 12. 28	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、平成29年度の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
平30 1	平30. 3. 23	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
2	平30. 3. 23	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
3	平30. 3. 30	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
4	平30. 3. 30	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益財団法人滋賀県体育協会および一般財団法人関西ワールドマスターズゲーム2021組織委員会の名称変更に伴い、所要の改正を行った。
5	平30. 3. 30	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
6	平30. 3. 30	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	県内に義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
7	平30. 3. 30	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	平成29年度から社会福祉の試験区分が設けられたことに伴い、福祉職給料表級別資格基準表および福祉職給料表初任給基準表に正規の試験区分を追加した。
8	平30. 3. 30	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	県内に義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。
9	平30. 3. 30	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	県内に義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。
10	平30. 3. 30	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会が他の職員との権衡上特に必要と認める職員について、地域手当の級地区分を適宜見直すことができるよう改正を行った。
11	平30. 3. 30	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	権衡職員に介護のために住居を変更した者を含めるため、所要の改正を行った。
12	平30. 3. 30	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営競技開催業務手当の支給対象となる競走について所要の改正を行った。</li> <li>災害応急等作業手当および特殊現場作業手当の支給対象機関を拡大した。</li> </ul>
13	平30. 3. 30	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、平成30年度からの勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
14	平30. 3. 30	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎額に給料の月額に対する特地勤務手当額が含まれることに伴い、端数計算にかかわる規定について所要の改正を行った。
15	平30. 3. 30	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
16	平30. 3. 30	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	県内に義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。

## (2) 告 示

告示 番号	公布年月日	告 示 名	概 要
平29 3	平29. 12. 8	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、「滋賀県立成人病センター」が「滋賀県立総合病院」に名称変更されるため、選考により採用を行う職を掲げた別表について、「成人病センター研究所の研究員の職」を「総合病院研究所の研究員の職」に改めた。

告示 番号	公布年月日	告 示 名	概 要
4	平29. 12. 8	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正に伴う所要の改正を行った。
平30 1	平30. 3. 30	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平29. 4. 26	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平29. 9. 20	滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するため、国家公務員においては災害応急作業等手当が速やかに措置されるよう新たな規定が設けられたことから、これに準じて、本県警察職員が東日本大震災以外の特定大規模災害等の災害応急等作業に従事した場合における特殊勤務手当の支給に関する特例を定めるほか、避難指示区域の見直しに伴う所要の規定の整理を行うため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであり、適当なものと認めます。
平29. 12. 4	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、民間における退職給付の実情に鑑み、国に準じて退職手当の額を引き下げようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の額を改定しようとするものであり、適当なものと認めます。
平30. 2. 15	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。



	滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、滋賀県学校職員退職手当支給条例の一部改正については、県内に義務教育学校が設置されることに伴い必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
--	---------------------------------------	--

## 5 諸会議等

平成 29 年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平29. 4. 7	警察官採用共同試験事務担当者会議	福岡県
4. 12～13	職種別民間給与実態調査説明会	東京都
5. 31	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	岐阜県
6. 22	第125回全国人事委員会連合会総会	東京都
7. 6～7	第59回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	大阪府
8. 10	人事院勧告説明会	東京都
8. 23	全国人事委員会事務局長会議	東京都
9. 12	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	兵庫県
9. 19	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	滋賀県
11. 20	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	奈良県
平30. 1. 29	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	和歌山県
1. 31	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	和歌山市
2. 7	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	京都府
2. 28	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	兵庫県

## 第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 29 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平29. 5. 2	平29. 5. 15～6. 5 (郵送・持参 ・インターネット)	平29. 6. 25 7. 8～7. 12	平29. 7. 30 8. 3～8. 7	平29. 8. 22
上級試験 (大学卒業程度) 行政・経験者	平29. 10. 30	平29. 11. 20～12. 20 (持参・インターネット) 平29. 11. 20～12. 18 (郵送)	平30. 1. 6	平30. 1. 27 1. 28	平30. 2. 9
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集(土木)	平29. 10. 30	平29. 11. 20～12. 20 (持参・インターネット) 平29. 11. 20～12. 18 (郵送)	平30. 1. 6	平30. 1. 27	平30. 2. 9
初級試験 (高校卒業程度)	平29. 5. 2	平29. 8. 1～9. 6 (郵送・持参 ・インターネット)	平29. 9. 24	平29. 10. 7 10. 8	平29. 10. 27
第一回警察官 男性A・女性A	平29. 3. 1	平29. 3. 1～4. 21 (郵送・持参) 平29. 3. 1～4. 18 (インターネット)	平29. 5. 14	平29. 6. 5～6. 8 7. 26～7. 29	平29. 8. 7
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平29. 3. 1	平29. 8. 1～8. 31 (郵送・持参) 平29. 8. 1～8. 28 (インターネット)	平29. 9. 17	平29. 10. 10～10. 12 11. 20～11. 22	平29. 11. 30
小・中学校 事務職員	平29. 5. 2	平29. 8. 1～9. 6 (郵送・持参 ・インターネット)	平29. 9. 24	平29. 10. 7 10. 8	平29. 10. 27

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政 A	54人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	4人程度	
	行政 B	5人程度		警察事務	3人程度	
	警察事務	9人程度	警察官	第一回	男性 A	50人程度
	環境行政	2人程度			女性 A	9人程度
	社会福祉	8人程度		第二回	男性 A	12人程度
	化学	3人程度			女性 A	3人程度
	農業	8人程度		県内	男性 B	12人程度
	林業	3人程度			女性 B	5人程度
	建築	3人程度		県外	A	若干人
	電気(電気工学)	1人程度			B	若干人
	機械	2人程度				
	総合土木	20人程度				
	上級試験 (大学卒業程度) 経験者	行政	5人程度			
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集	土木	3人程度	小・中学校事務職員	—	6人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>○ 行政Bおよび行政（経験者）以外</p> <p>ア 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または平成30年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ウ 「社会福祉」については次のいずれかの資格を有するまたは有する見込みの者</p> <p>(ア) 社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者または平成30年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>(イ) 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または平成30年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>○ 行政B</p> <p>ア 平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア) 大学を卒業した者または平成30年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 行政（経験者）</p> <p>昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人（法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。）</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(大学卒業程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>択一式 〈行政B以外の試験区分〉 47問中40問選択 120分</li> <li>〈行政B〉 30問 90分</li> </ul> </li> <li>・ 専門試験(大学卒業程度) <ul style="list-style-type: none"> <li>択一式 〈行政A・警察事務、総合土木以外の試験区分〉 40問 120分</li> <li>〈行政A・警察事務〉 50問中40問選択 120分</li> <li>〈総合土木〉 45問中40問選択 120分</li> </ul> </li> <li>記述式 〈行政B〉 アピールシート 90分</li> <li>・ 口述試験 〈行政B以外〉 個別面接</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul> <p>&lt;行政（経験者）&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・ アピールシート 記述式 90分</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul> <p>&lt;特別募集（土木）&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・ 専門試験 択一式 30問 120分</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>
初級試験	<p>○ 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験 90分</li> <li>・ 口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和62年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成30年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和62年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成30年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和62年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成30年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和62年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成30年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	男性 B ○ 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成30年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分  ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接	
女性 B ○ 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成30年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。			
	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
小・中学校 事務職員	○ 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分  ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査	

#### (4) 試験の実施状況

##### ア 上級試験

※ ( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行政 A	54人程度	(161) 566	(122) 412	72.8	(69) 272	(36) 110	(25) 55	7.5	(23) 49
行政 B	5人程度	(65) 164	(44) 112	68.3	—	(11) 28	(6) 12	9.3	(5) 10
警察事務	9人程度	(29) 56	(23) 37	66.1	(17) 28	(10) 13	(9) 10	3.7	(8) 9
環境行政	2人程度	(1) 19	(1) 13	68.4	(0) 10	(0) 4	(0) 2	6.5	(0) 2
社会福祉	8人程度	(23) 54	(20) 42	77.8	(19) 35	(16) 26	(11) 13	3.2	(11) 13
化 学	3人程度	(5) 41	(3) 29	70.7	(1) 16	(0) 6	(0) 3	9.7	(0) 3
農 業	8人程度	(9) 47	(8) 38	80.9	(8) 37	(3) 16	(3) 11	3.5	(3) 11
林 業	3人程度	(3) 17	(3) 14	82.4	(2) 12	(0) 6	(0) 3	4.7	(0) 3
建 築	3人程度	(4) 14	(1) 8	57.1	(1) 7	(1) 5	(1) 4	2.0	(0) 3
電 気 (電気工学)	1人程度	(1) 10	(0) 7	70.0	(0) 6	(0) 4	(0) 1	7.0	(0) 1
機 械	2人程度	(0) 9	(0) 5	55.6	(0) 4	(0) 4	(0) 2	2.5	(0) 2
総合土木	20人程度	(4) 43	(4) 30	69.8	(4) 25	(4) 22	(3) 17	1.8	(3) 17
計		(305) 1,040	(229) 747	71.8	(121) 452	(81) 244	(58) 133	5.6	(53) 123

イ 上級試験－経験者－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	5人程度	(65) 300	(28) 201	67.0	—	(8) 31	(5) 16	12.6	(5) 13

ウ 上級試験－特別募集－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
土木	3人程度	(3) 36	(3) 24	66.7	—	(2) 19	(0) 2	12.0	(0) 2

エ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	4人程度	(15) 43	(14) 41	95.3	(6) 22	(3) 4	10.3	(3) 4
警察事務	3人程度	(17) 33	(15) 30	90.9	(6) 13	(0) 3	10.0	(0) 3
計		(32) 76	(29) 71	93.4	(12) 35	(3) 7	10.1	(3) 7

オ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	6人程度	(22) 45	(22) 43	95.6	(6) 18	(4) 7	6.1	(3) 5



**カ 警察官（男性）採用試験**

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	50人程度	599	335	55.9	281	71	4.7	47
	A(第二回)	12人程度	135	94	69.6	72	10	9.4	—
	B	12人程度	115	97	84.3	77	6	16.2	6
	計		849	526	62.0	430	87	6.0	53
県外	A	若干人	—	17	—	14	2	8.5	2
	B	若干人	—	28	—	26	3	9.3	2
	計		—	45	—	40	5	9.0	4

**キ 警察官（女性）採用試験**

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	9人程度	172	73	42.4	66	14	5.2	13
A(第二回)	3人程度	34	21	61.8	17	2	10.5	2
B	5人程度	40	35	87.5	28	4	8.8	4
計		246	129	52.4	111	20	6.5	19

**ク 警察官採用県外共同試験の県別内訳**

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者 数	2次試験 受験者 数	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	8	7	6	85.7	1	8.0	1
	熊本県	4	4	3	75.0	1	4.0	1
	宮崎県	3	2	1	50.0	0	—	0
	鹿児島県	2	1	1	100.0	0	—	0
小計		17	14	11	78.6	2	8.5	2
警察官 B	石川県	5	4	2	50.0	0	—	0
	福井県	6	6	2	33.3	0	—	0
	福岡県	5	5	3	60.0	0	—	0
	熊本県	6	5	5	100.0	3	2	2
	宮崎県	5	5	5	100.0	0	—	0
	鹿児島県	1	1	1	100.0	0	—	0
小計		28	26	18	69.2	3	9.3	2
合計		45	40	29	72.5	5	9.0	4

## 2 身体障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平29. 5. 2	平29. 8. 1～ 9. 6 (郵送・持参・インターネット)	平29. 10. 15 10. 22	平29. 10. 31

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・ 作文試験 60分</li> <li>・ 口述試験 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

### (3) 試験の実施状況

※ ( ) 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(6) 9	(4) 7	77.8	(2) 2	3.5	(2) 2
小・中学校事務	2人程度	(7) 10	(4) 7	70.0	(1) 2	3.5	(1) 2

※ なお、申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望している者を含む。

### 3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	4	—	—	—	4
次長および その相当職	2	—	—	—	2
課長および その相当職	6	3	—	—	9
課長補佐および その相当職	3	2	—	—	5
係長および その相当職	17	10	1	—	28
主事、技師および その相当職	89	18	7	3	117
技能労務職	1	—	—	—	—
計	122	33	8	3	① 166

警 察 官	
職	
警 視	2
警 部	9
警 部 補	3
巡 査 部 長	4
巡 査	2
計	② 20

合計 (①+②)	186
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

#### ○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	2	1	機 械	1	1
児 童 福 祉 司	1	1	研 究 員	2	2
保 育 士	1	1	育休代替任期付職員(警察事務)	7	7
判 定 員	6	6	育休代替任期付職員(一般事務)	23	23
企業庁水道技術者	3	3			
獣 医 師	5	5			
保 健 師	7	7			
司 書	2	2			
薬 剤 師	4	4			
医 師	7	7			
技 術 員	1	1	計	72	71

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	16	16	看 護 師	77	49
薬 剤 師	4	1	医 療 事 務	7	2
作 業 療 法 士	8	2	臨 床 検 査 技 師	8	2
児 童 指 導 員	1	1	保 健 師	1	1
判 定 員	7	1			
診 療 放 射 線 技 師	8	1	計	137	76

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

部 局 職	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部 長 お よ び そ の 相 当 職	7	—	—	2		9
次 長 お よ び そ の 相 当 職	14	1	—	1		16
課 長 お よ び そ の 相 当 職	52	3	3	4		62
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	84	6	1	14		105
係 長 お よ び そ の 相 当 職	57	5	6	26		94
計	214	15	10	47	①	286

警 察 官	
職	
警 視	19
警 部	—
警 部 補	—
巡 査 部 長	—
計	② 19

合計 (①+②)	305
----------	-----

### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成29年10月16日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

平成29年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委 員 会	議 会	監 査 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	高 等 学 校 等	小 学 校 小 学 校 等 中 学 校	計
行 政 職	2,336	250	133	26	15	10	6	197	307	3,280
警 察 職	-	2,273	-	-	-	-	-	-	-	2,273
研 究 職	206	17	-	-	-	-	-	-	-	223
医 療 職 (1)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
医 療 職 (2)	129	1	-	-	-	-	-	2	6	138
医 療 職 (3)	103	1	2	-	-	-	-	-	-	106
福 祉 職	66	-	-	-	-	-	-	-	-	66
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	3,025	-	3,043
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	20	-	-	-	-	-	6,980	7,000
技 能 労 務 職	52	11	1	-	-	-	-	53	-	117
計	2,913	2,553	174	26	15	10	6	3,277	7,293	16,267

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員38人（小学校および中学校等教育職37人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでにおいて同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	15.4	14.3	70.3	69.9	30.1
警 察 職 給 料 表	0.1	43.8	3.2	52.9	91.9	8.1
研 究 職 給 料 表	-	3.2	6.7	90.1	80.3	19.7
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	85.7	14.3
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	20.3	79.7	49.3	50.7
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	38.7	61.3	4.7	95.3
福 祉 職 給 料 表	-	4.6	33.3	62.1	51.5	48.5
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	1.7	3.3	95.0	58.1	41.9
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	6.8	93.2	47.7	52.3
技 能 労 務 職 給 料 表	35.0	57.3	7.7	-	74.4	25.6
計	0.3	10.0	7.6	82.1	60.8	39.2

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

職 種	一般職員		教育職員			警察職員	全 職 員
	行 政	行 政	高 校 等	小中学校	小中学校		
～ 24歳	7.0	7.9	6.8	4.2	7.9	11.8	7.5
25 ～ 29	10.6	11.4	14.7	11.5	16.2	15.0	13.8
30 ～ 34	10.5	10.5	12.0	9.4	13.1	15.7	12.1
35 ～ 39	10.0	9.8	10.0	8.6	10.6	16.9	10.9
40 ～ 44	13.3	13.7	10.0	13.5	8.4	12.6	11.1
45 ～ 49	16.6	17.1	11.6	13.6	10.8	9.5	12.6
50 ～ 54	15.9	15.2	16.1	19.6	14.6	9.0	15.1
55 ～ 59	15.9	14.3	18.8	19.6	18.4	9.5	16.8
60 ～	0.2	0.1	—	—	—	—	0.1
計	3,951	3,280	10,043	3,043	7,000	2,273	16,267

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成29年4月	332,946	9,489	26,944	369,379	△1.06
	平成28年4月	337,346	10,002	25,994	373,342	
全職員	平成29年4月	351,486	8,731	27,548	387,765	△0.49
	平成28年4月	354,240	8,964	26,463	389,667	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	42.3	328,208	9,661	26,486	364,355
警 察 職	38.3	321,535	13,498	25,276	360,309
研 究 職	44.4	360,735	11,468	28,566	400,769
医 療 職 ( 1 )	45.0	434,962	7,462	79,488	521,912
医 療 職 ( 2 )	45.4	350,843	7,964	27,456	386,263
医 療 職 ( 3 )	45.2	349,620	4,758	26,780	381,158
福 祉 職	42.8	342,781	6,600	26,381	375,762
高 校 等 教 育 職	44.3	384,686	8,736	29,728	423,150
小 中 学 校 等 教 育 職	41.5	357,243	6,754	27,680	391,677
技 能 労 務 職	52.3	352,739	8,953	27,127	388,819

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,280人	人 333	人 492	人 642	人 795	人 390	人 446	人 119	人 47	人 16
	% 10.2	% 15.0	% 19.6	% 24.2	% 11.9	% 13.6	% 3.6	% 1.4	% 0.5
警察 2,273	266	365	457	718	297	77	52	25	16
	11.7	16.1	20.1	31.6	13.1	3.4	2.3	1.1	0.7
研究 223	0	63	111	47	2	—	—	—	—
	0.0	28.3	49.8	21.1	0.9	—	—	—	—
医療(1) 21	8	1	4	8	—	—	—	—	—
	38.1	4.8	19.0	38.1	—	—	—	—	—
医療(2) 138	0	5	37	11	51	29	5	—	—
	0.0	3.6	26.8	8.0	37.0	21.0	3.6	—	—
医療(3) 106	0	6	18	30	38	14	—	—	—
	0.0	5.7	17.0	28.3	35.8	13.2	—	—	—
福祉 66	7	25	3	24	6	1	—	—	—
	10.6	37.9	4.5	36.4	9.1	1.5	—	—	—
高校 3,043	16	2,841	109	68	(特2) 9	—	—	—	—
	0.5	93.4	3.6	2.2	(特2) 0.3	—	—	—	—
小中学校 7,000	0	6,245	373	329	(特2) 53	—	—	—	—
	0.0	89.2	5.3	4.7	(特2) 0.8	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,305 <sup>人</sup>	327,462 <sup>円</sup>	505 <sup>人</sup>	321,967 <sup>円</sup>
1年未満		70	184,866	9	150,656
1年以上 2年未満		77	190,557	8	155,175
2年以上 3年未満		65	197,080	4	160,400
3年以上 5年未満		123	209,580	18	171,811
5年以上 7年未満		155	227,415	20	185,655
7年以上 10年未満		176	249,719	26	210,223
10年以上 15年未満		231	286,021	45	239,820
15年以上 20年未満		262	330,692	41	281,305
20年以上 25年未満		315	369,996	71	328,334
25年以上 30年未満		393	393,198	86	363,329
30年以上 35年未満		287	419,759	71	386,330
35年以上		151	431,391	106	403,492



**キ 職員の扶養親族数等**

扶養手当受給者数		7,156 人	受給者1人当たり扶養親族数 2.1 人
扶養親族数	配偶者	3,977	
	一人目	職員に配偶者なし	274
		職員に配偶者あり	5,860
	その他	4,930	全職員1人当たり扶養親族数 0.9 人
合計	15,041	全職員1人当たり扶養手当額 8,731円	

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

**ク 職員の管理職手当の支給状況**

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	17 人	68 人	176 人	305 人	139 人	383 人	334 人	1,422 人	62,341 円

**ケ 職員の地域手当の支給状況**

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員		16,267 人	26 人	21 人	16,220 人
構成比		100.0 %	0.2 %	0.1 %	99.7 %
平均手当月額		27,548 円	68,810 円	79,488 円	27,415 円

**コ 職員の単身赴任手当の支給状況**

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	77 人	3 人	0 人	15 人	5 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	101 人	35,782 円

**サ 職員の住居手当の支給状況等**

支給を受けている者	2,412 人	全職員1人当たり手当額	4,275 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,445 円

## シ 職員の通勤手当および通勤の状況

### ① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	15,021 人	92.3 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,549	15.7	17.0
交通用具のみ利用者	11,201	68.9	74.6
自動車使用者	10,713	65.9	71.3
自転車等使用者	488	3.0	3.2
交通機関・交通用具併用者	1,271	7.8	8.5
自動車との併用者	1,032	6.3	6.9
自転車等との併用者	239	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,987円		
全職員1人当たりの手当額	10,146円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### ② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	1,820 ( 677)	47.6 %	47.6 %
10,001円以上 12,000円以下	296 ( 113)	7.7	55.4
12,001円以上 14,000円以下	290 ( 77)	7.6	63.0
14,001円以上 16,000円以下	122 ( 11)	3.2	66.2
16,001円以上 18,000円以下	301 ( 87)	7.9	74.1
18,001円以上 20,000円以下	177 ( 47)	4.6	78.7
20,001円以上 22,000円以下	204 ( 80)	5.3	84.0
22,001円以上 24,000円以下	240 ( 94)	6.3	90.3
24,001円以上 26,000円以下	85 ( 5)	2.2	92.5
26,001円以上 28,000円以下	115 ( 49)	3.0	95.5
28,001円以上 30,000円以下	39 ( 6)	1.0	96.6
30,001円以上 32,000円以下	39 ( 5)	1.0	97.6
32,001円以上 34,000円以下	30 ( 6)	0.8	98.4
34,001円以上 36,000円以下	25 ( 7)	0.7	99.0
36,001円以上 38,000円以下	11 ( 2)	0.3	99.3
38,001円以上 40,000円以下	7 ( 1)	0.2	99.5
40,001円以上 42,000円以下	5 ( 0)	0.1	99.6
42,001円以上 44,000円以下	3 ( 1)	0.1	99.7
44,001円以上 46,000円以下	3 ( 0)	0.1	99.8
46,001円以上 48,000円以下	1 ( 1)	0.0	99.8
48,001円以上 50,000円以下	1 ( 0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	1 ( 0)	0.0	99.9
52,001円以上	5 ( 2)	0.1	100.0
計	3,820(1,271)	100.0	—
平均所要額	12,978円		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布  
(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,919 (276)	16.3 %
5km以上 10km未満	3,232 (182)	27.5
10km以上 14km未満	2,140 (123)	18.2
14km以上 18km未満	1,448 (85)	12.3
18km以上 22km未満	996 (99)	8.5
22km以上 26km未満	745 (85)	6.3
26km以上 30km未満	411 (22)	3.5
30km以上 34km未満	282 (11)	2.4
34km以上 38km未満	179 (21)	1.5
38km以上 42km未満	133 (27)	1.1
42km以上 46km未満	102 (30)	0.9
46km以上 50km未満	55 (19)	0.5
50km以上 54km未満	44 (20)	0.4
54km以上 58km未満	25 (12)	0.2
58km以上 62km未満	21 (12)	0.2
62km以上	13 (8)	0.1
計	11,745 (1,032)	100.0
平均使用距離	13.7 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	438 (211)	60.2 %
5km以上 10km未満	176 (24)	24.2
10km以上 15km未満	68 (2)	9.4
15km以上 20km未満	28 (1)	3.9
20km以上 25km未満	12 (0)	1.7
25km以上 30km未満	2 (0)	0.3
30km以上	3 (1)	0.4
計	727 (239)	100.0
平均使用距離	5.8 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	53			50	2	1		
警察職給料表	12			1	1	9		1
研究職給料表	2		1	1				
医療職給料表(2)	3			1	2			
医療職給料表(3)	1				1			
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	147	6	141					
小学校および中学校等 教育職給料表	103		99		4			
技能労務職給料表	38							
給料表計	361							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	108			83	25			
警察職給料表	3				1	2		
研究職給料表	5		3	2				
医療職給料表(2)	1				1			
医療職給料表(3)	1				1			
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	1		1					
小学校および中学校等 教育職給料表	4		4					
技能労務職給料表	7							
給料表計	132							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態について調査した。

### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所650事業所

### イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係363人（行政職に相当する調査実人員305人）、初任給関係以外の調査職種6,489人（行政職に相当する調査実人員5,726人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、43,775人であり、行政職に相当するものは36,762人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	18	59	15	12	19	123

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が7所あった。

### オ 調査結果の概要

#### ① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支店長	9	54.1	840,114	16,043	824,071
工場長	14	52.1	666,527	8,013	658,514
事務部長	134	52.7	640,454	800	639,654
技術部長	212	52.3	673,652	4,828	668,824
事務部次長	25	51.7	659,751	9,532	650,219
技術部次長	56	49.4	593,640	1,039	592,601
事務課長	295	49.7	590,230	7,813	582,417
技術課長	419	48.9	562,915	6,477	556,438
事務課長代理	79	48.3	661,961	61,305	600,656
技術課長代理	140	42.9	492,421	66,864	425,557
事務係長	399	46.7	472,593	63,849	408,744
技術係長	509	45.6	514,520	73,610	440,910
事務主任	275	43.9	388,246	54,567	333,679
技術主任	505	39.2	424,465	66,802	357,663
事務係員	1,259	37.8	341,555	38,086	303,469
技術係員	1,396	35.2	347,625	53,618	294,007

## ② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	202,377	207,172	191,801	X
	短大卒	※176,666	※176,666	-	-
	高校卒	164,193	※167,615	※161,779	-
新卒技術者	大学卒	200,878	※208,636	194,376	※209,500
	短大卒	179,603	※186,000	※172,400	X
	高校卒	163,795	※167,998	160,134	-
計	大学卒	201,799	207,476	193,211	※206,333
	短大卒	178,315	179,792	※172,400	X
	高校卒	163,941	167,868	160,774	-

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

## ③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

### その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する		配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
79.2%	(90.7%)		(9.3%)	20.8%

注 ( ) 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直し等の動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
14.6%	10.3%	75.1%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,164 円
配偶者と子1人	19,574 円 (5,410 円)
配偶者と子2人	23,782 円 (4,208 円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 ( ) 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	45.7 %
支給しない	54.3 %
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	28,000円以上 29,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		364,897 円	297,555 円
	上半期 (A 2)		365,252	303,560
特別給の支給額	下半期 (B 1)		814,549	626,453
	上半期 (B 2)		789,002	645,869
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)		2.23 月分	2.11 月分
	上半期 (B 2 / A 2)		2.16	2.13
	年間計		4.39	4.24
年間の平均			4.39 月分	

注1 下半期とは、平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり %	初任給の改定状況			採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	30.0	(43.1)	(56.9)	-	70.0
高校卒	18.0	(51.1)	(48.9)	-	82.0

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
役職段階				
係員	% 32.3	% 9.5	% -	% 58.2
課長級	26.1	9.1	-	64.8

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし
		増額	減額	変化なし		
役職段階						
係員	% 94.1	% 94.1	% 24.2	% 10.8	% 59.1	% 0.0
課長級	90.6	90.6	23.6	11.4	55.6	0.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

項目	昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
役職段階					
係員	% 95.0	% 41.2	% 80.6	% 61.3	% 5.0
課長級	91.9	50.7	90.6	73.3	8.1

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員級		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成28年冬季	% 52.7	% 47.3	% 45.5	% 54.5	% 44.1	% 55.9



⑪ 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	% 15.8	% 15.8	% 3.4	% 3.4
30%	41.0	56.9	31.0	34.4
29%	0.4	57.3	1.2	35.6
28%	0.0	57.3	0.0	35.6
27%	1.8	59.0	2.8	38.4
26%	1.7	60.7	1.6	39.9
25%	39.3	100.0	60.1	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

### (3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 29 年 4 月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 27,150	円 47,870	円 56,060	円 64,240	円 72,430
住 居 関 係 費	61,760	76,210	65,060	53,920	42,770
被 服 ・ 履 物 費	2,410	6,060	7,880	9,710	11,540
雑 費 I	38,660	52,310	72,030	91,750	111,460
雑 費 II	7,410	21,590	23,400	25,210	27,070
計	137,390	204,040	224,430	244,830	265,270

注 1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯)における平成29年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成29年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

#### (4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成29年10月16日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適切しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適切するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適切した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適切した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

### 2 職員の給与

本委員会が、平成29年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,012人、県費負担市町立学校教職員7,255人、合計16,267人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,280人で、その平均給与月額が364,355円（給料328,208円、扶養手当9,661円、地域手当26,486円）であり、平均年齢は42.3歳（男性43.5歳、女性39.5歳）、性別構成は男性69.9%、女性30.1%、学歴別構成は大学卒70.3%、短大卒14.3%、高校卒15.4%となっている。

また、全職員の平均給与月額は387,765円（給料351,486円、扶養手当8,731円、地域手当27,548円）であり、その平均年齢は41.9歳（男性42.6歳、女性40.9歳）、性別構成は男性60.8%、女性39.2%、学歴別構成は大学卒82.1%、短大卒7.6%、高校卒10.0%、中学卒0.3%である。

### 3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の650事業所から、層化無作為抽出法により抽出した132の事業所について、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、94.6%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,489人の給与について調査した。

### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	201,799 円
	短 大 卒	178,315 円
	高 校 卒	163,941 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

### (3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,164 円
配偶者と子1人	19,574 円
配偶者と子2人	23,782 円

注 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

### (4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の45.7%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、28,000円以上29,000円未満となっている。

### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額額の4.39月分となっている。

## 4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢43.2歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして675円（0.17%）下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
389,722 円	389,047 円	675 円 (0.17%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

## 5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は100.6であった。

また、同年の47都道府県の平均は100.3、近畿6府県は99.2~101.5であった。

## 6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.4%、大津市で0.6%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ204,040円、224,430円および244,830円となった。

## 7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

## 8 むすび

### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る手当額は、本年4月1日現在、7,300円であるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.17%)および給料表の引上げ改定を考慮し、7,500円に引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

### (2) 子に係る扶養手当の見直し

本委員会は、昨年、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで段階的に減額することとし、それにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額について10,000円を超えない範囲内で段階的に引き上げるよう報告および勧告を行ったところであり、平成30年4月1日以降の子に係る手当額については、800円引き上げることが適当である。

### (3) 能力および実績に基づく人事管理等

#### ア 人事評価制度

能力・実績に応じた人事管理を推進するための改正地方公務員法の施行に伴い、平成28年4月から、人事評価制度が本格実施されている。

人事評価については、人材の育成、公務能率の向上、組織の活性化、組織目標の達成、住民サービスの向上といったことが期待されているところであり、これらを実現するためには適切に運用されることが重要である。

本委員会が本年7月に実施した職員アンケートの結果によれば、人事評価制度の目的や評価内容等について職員の理解は進んでいるものの、制度上必須の面談や、職員が面談を希望した場合など実施すべき面談が一部で実施できていないことや、被評価者の立場から人事評価制度のメリットや成果が十分に実感されていないことがうかがわれる。

人事評価制度に期待されている機能が十分に発揮されるよう、面談の実施の徹底や被評価者研修の

充実など、人事評価の納得性を高めるためのさらなる工夫や改善が必要であり、本委員会としても、人事評価制度の実施・運用状況について、引き続き注視していく。

#### イ 人材育成

近年、試験区分の多様化や新規採用職員の増加、係制への移行等により、若手・中堅職員の育成が重要な課題となっている。このため、昨年3月に改定された「人材育成基本方針」に掲げられている「人こそが最大の経営資源である」との認識の共有を徹底するとともに、職員それぞれの資質や能力に応じ適切な目標を設定した上で、計画的にOJTや職場外の研修を行うなど、きめ細かな対応を図っていく必要がある。

また、こうした研修を通じ、職員自身の積極的に学ぶ姿勢や自己啓発の具体的な行動を引き出し、成長に向けた好循環を生み出していくことも大切である。

#### ウ 障害者雇用の促進

平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が算入されることにより、法定雇用率が段階的に引き上げられることとなっている。法定雇用率の達成と障害者の自立や社会参加を促進し、障害のある人がその能力に応じて力を発揮できるよう、公務の職場においても新たな職域の拡大等に取り組むなど積極的な対応を図る必要がある。

### (4) 働き方改革の推進

#### ア 取組の状況

本県では、本年2月に副知事をチーム長とする「働き方改革・長時間労働解消のための検討チーム」において「長時間労働解消を含めた働き方改革のための4本柱」と「緊急行動」がまとめられ、本委員会では本年1月の職員アンケートの結果を踏まえ、3月に時間外勤務縮減についての「提言」を行ったところである。

本年4月には働き方改革に係る取組を総合的に推進するため、副知事を委員長とする「働き方改革推進委員会」が設置され、5月には本委員会の「提言」なども踏まえ、「4本柱」に基づく「行動計画」が策定されたところであり、これらに基づく様々な取組が行われている。

#### イ 職員アンケートの結果分析

本委員会では、こうした取組によって職員の意識や職場環境がどのように変化したのかなどについて把握するため、本年7月に2回目の職員アンケートを実施した。

アンケートの結果を分析したところ、各職場において時間外勤務縮減の取組がより一層進んでいること、長時間労働を行う職員の割合が減少していること、メリハリをつけた働き方や計画的な業務遂行を行う職員が増えていることなど、一定の成果が確認できた。

しかし一方で、次のような課題も浮かび上がってきている。

- ・ 一般職員、管理職員ともに、時間外勤務が発生した理由として「業務量が多く、現状の人員では長時間勤務をせざるを得ない」が今回も多く選択されており、業務量と人員のバランスが課題であることがうかがえること。
- ・ 長時間労働を行う職員や健康に不安を感じている職員は、割合としては減っているものの、まだまだ大きく減少したとまでは言えないこと。
- ・ 時間外勤務縮減に向けた職場での取組は進んでいるものの、管理職員と一般職員で認識に差が見られるものもあり、十分に浸透するまでには至っていないこと。
- ・ 時間外勤務そのものは減ってきているが、「仕事の先送り」や「先を見通した仕事にまで手が回らない」が多く選択されており、今後の職務への影響が懸念されること。

また、「時間外勤務の申請がしづらくなっている」が一般職員で多く選択されており、職場で進められている時間外勤務の縮減の取組が、一般職員にとって「圧力」となっていることがうかがえること。

#### ウ 課題への対応

上記の課題を解決していくためには、「行動計画」に沿って取組を徹底することが必要である。「行動計画」には、働き方改革の実現に向けて、様々な取組が網羅されており、一定の効果も出ていることから、これらを着実に進めていくことが有効であると考えられる。

とりわけ、業務量と人員のバランスがとれていないことが時間外勤務の大きな要因として考えられるため、「業務の見直しと人員配置の適正化」には優先して取り組む必要がある。知事をはじめ幹部職員が先頭に立って、優先順位を明確にした上で、業務の内容やプロセスを見直し、業務量そのものを減らしていくことや、業務量に応じて柔軟に人員配置を行うことが重要である。なお、それでも長時間労働の解消が見込めない場合は、定数の見直しも検討する必要があると考える。

また、アンケートの結果や回答率から、職場での取組の一部について管理職員と一般職員で認識の差が見られることや、時間外勤務の縮減を自分の問題として十分に捉えきれていない職員も一定数いることがうかがえることから、働き方改革の取組に向けた職場の機運をより一層高めていく必要がある。管理職員は、部下職員と共に考え、意識や目標を共有するなど、マネジメントの強化を図っていくことが求められ、職員は、取組を自分の問題として捉え、より積極的に関わっていくことが求められる。加えて管理職員は、取組を進めるに際し、時間外勤務縮減の数値目標や結果を追い求めるあまり、部下職員に過度の圧力や負担をかけることのないよう留意する必要がある。

さらに、任命権者においては、複数の機関で36協定が遵守されていないことや、依然として長時間労働が見られる状況を重く受け止め、ICカードの活用やパソコンの使用時間の記録等、労働時間の適

正な把握方法について早急に検討を進めるとともに、労働関係法令の遵守を一層徹底する必要がある。

### エ 多様な働き方の推進

職員が必要に応じ多様な働き方を選択できるよう、既に実施されている在宅勤務の一層の推進やサテライトオフィスの検討、遅出等勤務や振替対象業務の拡充など、引き続き取組を進めていく必要がある。

### オ 教員の長時間労働の是正

学校現場における長時間労働の是正も長年の課題である。教員の負担軽減は、教員の意欲とやりがい高めるとともに、教育の質を高めることにつながるものである。教育委員会においては、中央教育審議会の緊急提言も参考にしながら、教員が改善効果を実感できるように、引き続き取組を進めていくことが必要である。

### カ 本委員会の取組

本県では、働き方改革を進める上で、働きがい、女性活躍、健康等、SDGsの視点から取組を進めているところであり、本委員会としても、こうした視点を踏まえつつ、恒常的に時間外勤務が多い職場や職員へのヒアリング調査などを行い、職場の労働安全衛生に関する指導・監督を強化していくとともに、労働関係法令の講習の実施など、長時間労働是正のための取組に協力・支援していく。

## (5) メンタルヘルス対策の充実等

職員の心身両面における健康を保持・増進することは、職員本人の健康管理はもとより、職員が能力を十分に発揮する上で重要であり、質の高い行政サービスに資するものである。

任命権者においては、これまでから、「滋賀県職員メンタルヘルス対策指針」等に基づき、相談事業や職場復帰支援等、メンタルヘルス対策の充実・強化に努められてきたところであるが、本県における昨年度の長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調を理由とする者の割合は依然として高い傾向にあることから、メンタルヘルス不調を未然に防ぎ、働きやすい職場環境づくりに向け、引き続き取り組んでいくことが重要である。

昨年度から実施されているストレスチェックの集団分析結果に基づき、職場におけるストレス要因を把握・検証し、職場内での話し合いを通じて職員間の認識共有を図るとともに連携を強化することにより、職場環境の改善につなげていく必要がある。

## (6) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、人権や働く権利を侵害する行為であるとともに職場環境を悪化させ、ひいては職員の心身の健康に悪影響を及ぼす要因となるものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでから、ハラスメントの防止に関する指針に基づき、啓発・研修や相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりに取り組まれてきたところであるが、依然としてハラスメントの事案が発生していることを重く受け止める必要がある。

職員が一体となって職務遂行ができるよう、さらなる人権意識の高揚を図るなど、再発防止に向けた取組を強化するとともに、職員一人ひとりの職務の在り方が県政全体への評価とも結びつけて捉えられることに留意し、一層の綱紀粛正に努める必要がある。

## (7) 男女共同参画、女性職員の活躍推進

限られた人員の中、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、より一層、女性職員の活躍を推進することが求められている。また、県民の多様なニーズに的確に対応し、男女それぞれの視点や意見を反映させるためにも、女性職員が企画立案や政策決定過程に参画することは重要である。

本県では、女性職員の占める割合は年々増加してきているが、意思決定に関わる管理職に占める女性職員の割合は、全国平均よりも低い状況である。また、女性職員は出産・育児・介護等の影響を受けやすい状況にあり、通勤時間などへの配慮から人事配置や業務に偏りが生じ、幅広い業務経験を積む機会が少なくなる傾向がある。

こうした課題を解決するためには、働きながら育児や介護等ができるよう、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりを進めることが重要である。また、多様なスキルや知識の習得が可能となるよう活躍の機会を付与し、キャリア形成に資する人事配置や職務分担など、計画的な人材育成とともに、管理職への登用に当たっては、ロールモデルとなる女性管理職との交流やネットワークづくりなど、不安を軽減させるための支援が必要であると考えられる。

任命権者においては、長時間労働の是正をはじめ、働き方改革の取組や男性職員の育児参画を促進する取組をさらに推進するとともに、「女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）」に定めた数値目標の達成に向け、着実に取組を進めていくことが必要である。

本委員会においても、女性の受験者拡大に向け、県職員としての仕事の魅力や働きやすさについて積極的に発信していくこととする。

## (8) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、公務においては当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされており、現行の再任用制度により

雇用と年金を確実に接続することが求められている。

本県においては、再任用職員の数が年々増加するとともにフルタイム勤務の割合が大きくなってきていることから、任命権者においては、引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員のモチベーションの維持・向上や、能力や経験の活用に関しても研究していく必要がある。

また、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とされており、国においては「公務員の定年の引上げに関する検討会」も設置されるなど制度化に向けた検討が始まったところである。定年延長は、本県の人事管理等にも大きな影響が見込まれることから、今後の国の動向を注視していく必要がある。

#### (9) 臨時職員等の勤務条件

本県においては、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、臨時教職員や臨時的任用職員等の形態での任用が行われ、公務運営において欠くことのできない存在となっている。任命権者においては、引き続き臨時職員の適正な勤務条件の確保に努めることが重要である。

また、本年5月の地方公務員法および地方自治法の改正の趣旨や他の都道府県の動向等を踏まえ、本県においても、会計年度任用職員の任用等に関する制度の円滑な導入に向けて着実に取組を進めていくことが必要である。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為な人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本年6月に公表された「今後の財政運営の基本的な考え方」において、本県の財政状況や県政を取り巻く厳しい状況を踏まえた財政収支の見通しが示され、今後、一步踏み込んだ行財政改革への取組を進めることが明記されたところである。

本県においては、過去において財政状況を理由として本委員会が行った報告・勧告の実施見送りや平成15年度から11年間にわたり独自の減額措置等が行われてきたところである。地方公務員の給与は、職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を図ることを基本として、地方公務員法で定められた「給与決定の原則」に基づき決定されるべきものであり、給与勧告制度は尊重されるべきものである。

また一方で、職員においては、行財政改革の取組が進められる中、県民の負託に応えるためにも、コスト意識を持って最少の経費で最大の効果が挙げられるよう生産性の高い働き方を実現することを通じて、効率的・効果的な職務遂行に最大限努めていく必要がある。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、扶養手当の引上げを行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。



## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

## 1 改定の内容

### (1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

### (2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 29 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.45 月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.55 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(イ) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

ウ 扶養手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 29 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額。(イ)において同じ。)を 1 人につき 7,500 円とすること。

(イ) 平成 30 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額を 1 人につき 800 円引き上げること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)イ(ア)については平成 29 年 12 月 1 日から、(2)イ(イ)およびウ(イ)については平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。

※別表省略

## 2 給与改定等の概要

平成 29 年 10 月 16 日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成 29 年 11 月定例県議会に提案され、同年 12 月 21 日に可決成立し、同月 28 日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

## (1) 改定の内容

- ① 公民較差に基づく改定
  - ア 給料表 国に準じて引上げ改定
  - イ 扶養手当 子に係る手当額を引上げ 7,300円→7,500円
  - ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の最高支給月額を引上げ  
医療職給料表(1)適用職員：413,800円→414,300円 (+500円)  
上記以外：50,600円→50,700円 (+100円)
  - エ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.30月→4.40月
- ② 子に係る扶養手当の見直し  
配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を800円引上げ

## (2) 実施時期

- ・①アイウ：平成29年4月1日から実施
- ・①エ：平成29年12月1日から実施
- ・②：平成30年4月1日から実施

### 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給等	11 件	1 件	3 件	—
給料表異動	5 件	5 件	—	—
諸手当	5 件	2 件	2 件	—

## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

#### ○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

#### ○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール 教 員	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校 教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本 部 お よ び 警 察 署 警察官	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

## 第5 懲戒処分関係

### 1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
警 察 本 部 長	停 職	平成 29 年 4 月 7 日
企 業 庁 長	減 給	平成 29 年 7 月 14 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 29 年 7 月 14 日
教 育 委 員 会	停 職	平成 29 年 8 月 10 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 29 年 9 月 15 日
教 育 委 員 会	戒 告	平成 29 年 9 月 15 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 29 年 10 月 31 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 29 年 12 月 21 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 29 年 12 月 21 日
警 察 本 部 長	免 職	平成 30 年 2 月 9 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会	免 職	平成 30 年 3 月 27 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

平成29年度における係属事案および新規要求事案はない。

### 2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区 分	平成28年度末 係 属 件 数	平 成 29 年 度			平成29年度末 係 属 件 数
		請求等件数	審理等回数	終 結 件 数	
懲 戒 処 分	2 件	0 件	9 回	2 件	0 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	福利厚生 関 係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	1	5	0	4	0	12

#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成 29 年度中に 7 件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平 2. 2. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平 2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 3

注 ( )内の年月日は、昭和 40 年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

また、以下の職員団体から解散の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	解散年月日
平30. 2. 16	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平30. 1. 26

なお、以下の職員団体から既に現存しない旨の申出があったため、登録を抹消した。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	申出年月日
平30. 2. 16	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	平30. 2. 6
平30. 2. 16	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	平30. 2. 8

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(平成30年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局長、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、知事公室長、防災危機管理局長、IT統括監、スポーツ局長、子ども・青少年局長、観光交流局長、流域政策局長、課長、主席参事、副局長、地域防災監、地震・危機管理室長、原子力防災室長、県民情報室長、観光政策室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、技術管理室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、広域連携推進室長、県民活動・協働推進室長、IT企画室長、交流推進室長、廃棄物対策室長、食の安全推進室長、ピワイチ推進室長、国際室長、旅券室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、道路保全室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

### (2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
東 京 本 部	本部長、情報発信拠点所長、副本部長、本部長代理、情報発信拠点副所長、政策推進課長
消 防 学 校	校長、教頭
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員



機 関	職
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、新琵琶湖博物館創造室長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
男女共同参画センター	所長、次長
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村会内	昭37. 6. 1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40. 9. 1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村議会議長会内	昭44. 5. 1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49. 1. 14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49. 5. 1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50. 2. 3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50. 5. 1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14. 5. 20

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(172)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成29年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関	
3号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所 <span style="float: right;">11</span>	労働基準監督署	
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 <span style="float: right;">15</span>		
14号	本庁事業課 <span style="float: right;">1</span>		28
15号	動物保護管理センター <span style="float: right;">1</span>		
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門学校（草津校舎を除く。）、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査係、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（49）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（15）、警察学校 <span style="float: right;">94</span>	人事委員会	
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係および彦根子ども家庭相談センター保護係を除く。）（3）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、男女共同参画センター、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局（文化財保護課城郭調査係を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 <span style="float: right;">78</span>	172	
1号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場 <span style="float: right;">3</span>	労働基準監督署	
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター <span style="float: right;">3</span>		
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。） <span style="float: right;">1</span>	7	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労務職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

## 2 職権行使の状況

平成 29 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

平成 30 年 2 月に、10 事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。

- ①主たる事業内容、②勤務時間・休憩等、③時間外勤務、
- ④年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況、
- ⑤育児・介護を行う職員の状況、⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況、
- ⑦宿日直勤務の状況、⑧施設および設備、⑨安全衛生管理体制、⑩健康診断、
- ⑪事故および労働災害、⑫安全管理

加えて、平成 29 年度は次の事項について訪問しなかった 154 事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に書面による調査を実施した。

- ①長時間労働者への医師による面接指導の状況、②宿日直勤務の状況、
- ③安全衛生管理体制、④事故および労働災害、⑤安全管理

### (2) 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第 12 号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、平成 28 年度において 36 協定を締結し、人事委員会への届出を行っている 93 事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ① 1 日の時間外勤務における遵守状況
- ② 1 か月（3 か月）の時間外勤務における遵守状況
- ③ 1 年間の時間外勤務における遵守状況
- ④ 週休日・休日の勤務における遵守状況

### (3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 29 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 7 基）である。平成 29 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
検 査 別		
性 能 検 査	7	5

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平29. 7. 1～平30. 6. 30	
森林政策課普及指導担当 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		平29. 7. 1～平30. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平29. 7. 1～平30. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平29. 4. 1～平30. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平29. 7. 1～平30. 6. 30	
聾 話 学 校	1		平29. 8. 1～平30. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平29. 9. 1～平30. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平29. 5. 1～平30. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		

人事委員会年報（平成29年度）

発行年月	平成30年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453